

幸手市農村文化センター設置及び管理条例の一部を改正 する条例

幸手市農村文化センター設置及び管理条例（昭和48年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「円」を削り、「500」を「750円」に、「220」を「300円」に、「120」を「150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

令和6年7月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。